

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第114号）に基づく生活扶助を受けているものが、くみ取り便所、し尿浄化槽等を水洗便所に改造しようとする場合に予算の範囲内において補助金を交付することにより水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金は、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者で、次の各号に該当する者に対して交付する。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においてくみ取り便所、し尿浄化槽等が設けられている建築物を所有し、かつ、居住している者であること。
- (2) 下水道法第10条第1項の排水設備を設置又は改造する工事を行う者であること。
- (3) 前2号の工事に必要な工作物の復旧工事を行う者であること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) くみ取り便所等を水洗便所に改造（タンク等の給水装置の設置を含む。）する工事
- (2) 下水道法第10条第1項の排水設備を設置又は改造する工事
- (3) 前2号の工事の施工に必要な工作物の復旧工事

2 前項第1号及び第2号の工事にあつては、1世帯につき1の便所及び排水設備に限るものとする。

3 第1項各号に掲げる補助事業の内容、費用等が、社会通念上相当であると認められない場合は、当該各号に掲げる補助事業には該当しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業の施行に要する費用に相当する額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 排水設備計画確認申請書（新設・増設・改築）の写し
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 生活保護法による生活扶助である旨の福祉事務所長の証明書
- (4) 写真（施工前の改造箇所部分）

(決定の通知)

第6条 公営企業管理者は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金の交付の申請をした者（以下「交付

申請者」という。)に大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

- 2 公営企業管理者は、補助金の交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要性が生じたときは補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 公営企業管理者が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 公営企業管理者は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

- 4 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

- 5 公営企業管理者は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を補助事業者は大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助事業の施工)

第8条 補助事業者は、補助事業を公営企業管理者の指定する大津市下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)に施工させなければならない。

(補助事業等の内容の変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定について、次に掲げる変更等を行う場合は、当該各号に定める様式で、公営企業管理者宛に申請を行い、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合 大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 補助事業を中止する場合 大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）
- (3) 補助事業に要する経費の配分の変更（公営企業管理者の定める軽微な変更を除く。）をする場合 大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業変更承認申請書（様式第6号）

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更（中止）理由書
 - (2) 工事見積書（変更）の写し
- （承認通知）

第10条 公営企業管理者は、前条の第1項第1号及び第3号の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした補助事業者に、大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業変更決定通知書（様式第8号）若しくは大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 公営企業管理者は、前条の第1項第2号の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止、又は廃止する事を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした補助事業者に対して、大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）若しくは大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業実績報告書（様式第12号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 排水設備計画確認申請書（確認済）の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 写真（施工中及び施工後の改造箇所部分）
- (4) 補助事業の経費の支出に係る領収書の写し

3 補助事業者は、当該実績報告書等の書類の審査及び検査を受けなければならない。

4 公営企業管理者は、第1項の規定による実績報告を受けた場合において、前項の規定による審査及び検査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 公営企業管理者は、前条の規定による書類の審査及び検査の結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金交付の時期等)

第13条 補助金は、前項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業者が工事費を支払うことが困難なときその他公営企業管理者が補助事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

(補助金の交付の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付請求書(様式第14号)を公営企業管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 公営企業管理者は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助等の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等又はこれに基づく公営企業管理者の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 公営企業管理者は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を補助事業者到大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取消しに係る部分に関しすでに、補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合においてすでにその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金返還通知書(様式第16号)により命ずるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者は、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

2 公営企業管理者は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、

補助事業者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行日の前に廃止した大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱（平成19年7月10日制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規程にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その中においては、当該年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

申請者 住所
氏名

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱第5条第1項の規定により、大津市生活保護水洗便所改造等補助金の交付について、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助事業の名称	大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業
補助事業の目的及び内容	生活保護法に基づき生活扶助を受けている者が、くみ取り便所等を水洗便所等に改造等することによって水洗便所の普及促進を図るものである。
工事の場所	大津市
既設便所の状況	くみ取り便所 件 ・ 浄化槽 件
工事内容	排水設備計画確認書申請書のとおり
指定工事店	
補助事業の経費所要額	
交付申請金額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	1 排水設備計画確認書申請書の写し 2 工事見積書の写し 3 生活保護法による生活扶助である旨の福祉事務所長の証明書 4 写真（施工前改造箇所部分）

様式第 6 号（第 9 条関係）

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所
申請者
氏名
(複数戸対象の場合は、代表者名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった
大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助金事業の変更の承認について、大津市生活保
護世帯水洗便所改造等補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業
工 事 の 場 所	大津市
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 変更図書・変更設計書等（新設の場合） (2) 変更（中止）理由書 (3) 工事見積書（変更）の写し (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

様式第 12 号（第 11 条関係）

大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住所
申請者
氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった
大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業の実績について、大津市生活保護世帯水
洗便所改造等補助金交付要綱第 11 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市生活保護世帯水洗便所改造等補助事業		
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
交 付 決 定 金 額	円		
補助金の既交付金額	円		
補助事業の経費精算額	円		
排水設備確認申請確認日	年 月 日	同確認番号	
施 工 場 所	大津市		
指 定 工 事 店			
添 付 書 類	1 排水設備計画確認申請書の写し 2 排水設備工事完了届の写し 3 写真（工事完了後の改造箇所部分）		

以下の欄は記入しないこと。

検 査 年 月 日	年 月 日		
課	検査員	立会人	
上記補助工事について検査の結果、設計図書とおりの工事を完了し、合格したことを認 めます。年 月 日 課長 ⑧			

